

座間味村の財政健全化計画の概要

第1 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

【比率】実質公債費比率27.4%（平成20年度決算）

【要因】3つの有人島ごとに社会基盤整備を行わなければならない、特に平成11年度から平成15年度までにかけて溶融炉整備事業等の大型の公共工事を集中的に進め、多額の地方債を発行したことによる公債費の増

第2 計画期間

平成21年度から平成24年度まで4年間

第3 財政の早期健全化の基本方針

- 1 公債費に関し、現在計画している公的資金補償金免除繰上償還（簡易水道事業特別会計）を実施するとともに、減債基金や決算剰余金等を勘案しつつ繰上償還を積極的に行なう。
- 2 これまでに策定してきた各種計画を確実に継続実施する。
- 3 繰出しを行っている特別会計において料金の見直し（簡易水道事業・下水道事業・航路事業）や収納率の向上に努め、一般会計からの繰入に頼らないよう独立採算の原則に基づいた経営に努める。
- 4 個別外部監査で指摘を受けた問題点等について、職員全体で「共通認識」と「情報共有」を図る取り組みを実施する。

第4 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 1 地方債の繰上償還の実施
- 2 歳入確保策（地方税等の滞納整理等、法定外目的税（環境目的税）の導入等）
- 3 歳出削減策（園長手当の削減、補助金等の整理合理化、幼稚園の統廃合、簡易水道事業及び下水道事業3会計への基準外繰出金の解消等）
- 4 特別会計における取り組み（基準外繰出金を基準内繰出額の75%以内を限度とする。滞納徴収業務の効率化及び滞納額の早期解消を図り、徴収率の向上を図る等）
- 5 村全体での取り組み（個別外部監査人による職員説明意見交換会の開催等）

第5 各年度ごとの第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取り組みごとの効果額）

（単位：千円）

| 項目 / 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 計 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税等の滞納整理増収 | 1,700 | 1,500 | 1,300 | 1,000 | 5,500 |
| 法定外目的税（環境目的税）の導入 | | | 10,000 | 10,000 | 20,000 |
| 有料広告の継続実施及び資源ごみ売却 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 4,000 |
| 一般職の職員の手当（園長手当）の削減 | | | 180 | 180 | 360 |
| 補助金等の整理合理化 | 1,000 | | | | 1,000 |
| 公共施設の統廃合（幼稚園3園 2園） | | | 1,302 | 1,302 | 2,604 |
| 公営企業に対する基準外繰出の解消 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 24,000 |
| 物件費（旅費・賃金）の削減 | 7,000 | 2,500 | | | 9,500 |
| 合計 | 16,700 | 11,000 | 19,782 | 19,482 | 66,964 |

第6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

| 健全化判断比率 / 年度 | 平成20年度決算 | 平成21年度決算 | 平成22年度決算 | 平成23年度決算 | 平成24年度決算 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実質赤字比率 | - | - | - | - | - |
| 実質連結赤字比率 | - | - | - | - | - |
| 実質公債費比率 | 27.4 | 26.8 | 25.8 | 25.0 | 24.9 |
| 将来負担比率 | 216.4 | 225.7 | 274.0 | 251.9 | 233.2 |

第7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 1 地方債の発行の抑制
- 2 個別外部監査人所見の財政マネジメントへの取り組み（中長期財政計画の整備及び運用、予算編成プロセスの改革）